

令和2年11月

関係各位

厚生労働省・福岡県 病院救急車活用モデル事業開始のお知らせ

厚生労働省・福岡県病院救急車活用モデル事業

代表研究者 伊藤重彦（北九州市立八幡病院）

時下、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと存じ上げます。

福岡県では、平成30年3月に「福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）」を策定し、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念に地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。しかしながら、高齢者の急病時に、消防救急車による搬送先はときに居住場所とは離れた医療機関等へ搬送される場合があり、家族等が面会する際の負担等が懸念されます。そこで、緊急性が低い又は病状が安定した高齢急病者の病院間、施設から病院への搬送に、緊急走行しない病院救急車を活用することで、地域完結型医療・介護の提供が可能になります。また、今回のモデル事業では、病院救急車に病院に所属する救急救命士（病院救命士）が搭乗するため、搬送中患者の急な病状変化にも迅速に対応できます。消防救急車を呼ぶほどではないが、医療機関受診が必要な高齢者の転院搬送に際して、病院救命士が搭乗する病院救急車がお迎えに行き、希望の搬送先へ搬送します。

別紙リーフレットをお読み頂き、ご活用ください。令和2年11月16日～令和3年2月末までのモデル事業期間において、市立八幡病院と北九州総合病院2つの救命救急センターの病院救急車が運用されます。搬送依頼元の所在地により、担当する病院救急車、依頼先が異なりますので、お間違えないようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が流行のなかでの搬送業務となることから、病院担当者は徹底した感染予防対策（マスク・フェイスシールド・長袖ガウン・手袋着用）で対応させて頂きます。また、搬送患者ご本人、ご家族におかれましても、密な車内ではマスク着用をお願いします。

令和2年度 厚生労働省・福岡県 病院救急車活用モデル事業

病院に所属する救命士が搭乗する 病院救急車迎え搬送のモデル事業

—地域完結型医療・介護が提供できる仕組みを目指しています—

- ▷高齢者の方の急病時に、住み慣れた地域のかかりつけ医療機関に受診するための移動手段として、地域の病院が保有する病院救急車の活用が期待されています。
- ▷病院救急車で搬送できる対象患者は、消防救急車のように緊急走行しないでも済むような緊急性が低い（※緑色相当）又は病状が安定している患者さんです。

モデル事業
実施期間

令和2年
11月16日

令和3年
2月末日

緊 急 度

※緊急性とは：医療機関に受診するまでの時間的余裕

緊 急（赤色）

- 急いで病院受診が必要
- 119番通報してください

消防救急車で搬送

準緊急（黄色）

- 数時間以内に病院受診

消防救急車で搬送

低緊急（緑色）

- 今日中、夜の場合は翌日の午前中に病院受診

救急救命士同乗の
病院救急車で搬送



非緊急（白色）

- すぐの受診は不要
- 次回予定外来に受診

介護タクシー、
福祉タクシーで搬送

- ▷北九州市立八幡病院と北九州総合病院が保有する病院救急車が、市内の高齢者急病時に、医療機関、介護施設等へお迎えに行きます（迎え搬送）
- ▷搬送依頼元の所在地で、問い合わせ先と搬送する病院救急車が異なります。お間違えのないようにお願いします。

詳しくは、裏面をご覧下さい。 ➔

搬送依頼時間

平日（月曜日～金曜日） 9：00～17：00

■研究事業名：令和2年度 厚生労働省・福岡県 病院救急車活用モデル事業

■代表研究者：北九州市立八幡病院 伊藤 重彦

北九州市立八幡病院の病院救急車を利用される場合

■北九州市立八幡病院の病院救急車は、主に転院搬送を行います。市立八幡病院は、所在地が八幡区、戸畠区、若松区のご施設からの迎え搬送を行います。

北九州市立八幡病院以外への搬送依頼専用

☎ 070-1217-6370

▷施設から医療機関、医療機関から医療機関への搬送を行う際は、事前に搬送先を決めた上で、上記番号へ搬送の依頼をしてください。

北九州市立八幡病院への搬送依頼専用

☎ 093-662-0990 (地域医療連携室直通)

▷搬送先が八幡病院の場合（八幡病院受診希望）は、受け入れ診療科の都合で、直ちに対応ができない場合もありますのでご了解ください。
上記番号の地域医療連携室までお問い合わせください。

北九州総合病院の病院救急車を利用される場合

■北九州総合病院の病院救急車は、主に自院搬送を行います。北九州総合病院は、所在地が小倉区、門司区のご施設からの迎え搬送を行います。

北九州総合病院への搬送依頼専用

☎ 0120-86-4199 (地域医療連携室直通)

▷搬送先が北九州総合病院の場合は、上記番号の地域医療連携室まで、お問い合わせください。

北九州総合病院以外への搬送依頼専用

☎ 070-1217-6679

▷搬送先が北九州総合病院でない場合もできるだけ対応しますが、直ちに対応できない場合がありますのでご了解ください。他院への搬送を希望される場合は、事前に搬送先を決めた上で、上記番号へ搬送の依頼をしてください。

病院救急車を利用する場合の注意点

●搬送対象は、症状が軽い又は病状が安定した患者さんです

搬送対象は、緊急救度が低い（症状が軽い）又は病状が安定した患者さんです。
病院救急車は緊急走行をしませんので、緊急の処置が必要な患者さんの場合は、**消防救急車を呼んでください。**

●病院救急車には、病院救命士が同乗しています

病院救急車には、車内で救急救命処置が実施できる病院所属の救急救命士（病院救命士）が同乗します。搬送中は病院救命士が患者さんの病状を観察し、病状に変化がある場合は、所属する病院の医師に助言を求め、速やかに応急処置を実施します。

●病院救急車を運用する医療機関は2つです

北九州市立八幡病院と北九州総合病院が保有する病院救急車で搬送します。八幡病院は主に八幡区、戸畠区、若松区のエリア、北九州総合病院は主に小倉区、門司区のエリアで運用されます。他院へ転院搬送するためにモデル事業の病院救急車を利用される場合には、予め搬送先が決まっていることが条件です。

●病院救急車の迎え搬送には保険診療による500点が掛かります

病院救急車に病院救命士が同乗し、医師の指示・助言を受けながら迎え搬送を行った場合は、保険診療点数500点（救急救命管理料）が掛かります。

（参考例）1割自己負担の方… 500円の自己負担
2割自己負担の方…1,000円の自己負担

●調査協力へのお願い

今後、全国で病院救急車をより積極的に活用できるようにするために必要な調査として、本モデル事業の利用者本人又はご家族、搬送元・搬送先の職員の方に、アンケート調査をお願いしています。ご協力頂きますようお願い申し上げます。
なお、調査結果は個人が特定されないように処理された上で、厚生労働省と福岡県へ報告されます。ご了解頂きますようお願い申し上げます。

病院救急車は緊急走行しません。 病院救急車で搬送する患者さんは、緊急度が低い (軽症)又は病状が安定している患者さんです。

●このような患者さんは搬送できません

- ①急な血圧低下、酸素低下、意識低下
- ②急な胸痛・背部痛
- ③急な喘鳴、呼吸苦、激しい咳嗽、喀血
- ④我慢できない腹痛、急な腰部痛
- ⑤激しい嘔吐、吐血・下血
- ⑥激しい頭痛、けいれん、急な失神、麻痺、呂律障害
- ⑦熱傷（やけど）

※判断に迷う場合は、各窓口へご相談ください

●このような患者さんは搬送できます

case1

- ①当日中の外来治療、入院治療が必要な患者さんで、緊急走行せずに、余裕を持って医療機関へ搬送することができる病状の安定している場合は、搬送できます。

case2

- ②転倒、打撲で骨折が疑われる患者さんで、医師の指示で搬送前にシーネ固定されている場合は、搬送できます。

case3

- ③点滴投与、酸素投与中の患者さんで、搬送中の輸液投与滴数、酸素濃度の指示が医師から出ている場合は搬送できます。

case4

- ④普段見られている不整脈がある場合は、搬送できます。

case5

- ⑤発熱のある患者さんで、搬送先医療機関の受け入れの了解が得られている場合は、搬送できます。

搬送依頼時間

平日（月曜日～金曜日） 9：00～17：00

■研究事業名：令和2年度 厚生労働省・福岡県 病院救急車活用モデル事業

■代表研究者：北九州市立八幡病院 伊藤 重彦